

図書館政策の動向と図書館経営

糸賀 雅児（慶應義塾大学）

* 講演者は現在、文部科学省所管の中教審生涯学習分科会およびこれからの図書館の在り方検討協力者会議の委員を務めますが、本講演は個人的見解であることをお断りしておきます。

1. 本講演のねらい

- ・ 半日でわかる社会教育関連三法改正（平成 21 年 6 月施行）の要点と図書館運営のツボ
- ・ 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 13 年 7 月文部科学大臣告示）
- ・ 「これからの図書館像」（平成 18 年 3 月、文科省これからの図書館の在り方検討協力者会議）
- ・ 『図書館による町村ルネサンス - L プラン 2 1 』（平成 13 年 7 月日本図書館協会発行）

2. 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 13 年 7 月文部科学大臣告示）

- ・ 図書館法制定（昭和 25 年）後、半世紀を経て初めて告示された「望ましい基準」
- ・ 地方分権 規制緩和 で補助金も無ければ数値基準も無し
- ・ 図書館サービスの「指標」と「数値目標」による自己点検・評価
- ・ 教育委員会は専門的職員（司書及び司書補）の積極的な採用及び処遇改善に努める
- ・ 法改正を受けて今年 7 月から私立図書館を含めた「望ましい基準」の見直し作業開始

3. 「これからの図書館像」（平成 18 年 3 月文部科学省これからの図書館の在り方検討協力者会議）

- ・ 地域の課題解決を支援する図書館を前面に打ち出す
- ・ 図書館のハイブリッド化を強調
- ・ 学校、行政（首長部局）各種団体等との連携を重視

4. 教育基本法改正を受けた社会教育関連三法の改正（平成 21 年 6 月告示・施行）

4.1 生涯学習の理念

- ・ 教育基本法第 3 条 生涯学習の理念
- ・ 社会教育法第 3 条第 2 項 “生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする”

4.2 地域における学校支援

- ・ 社会教育法第 5 条第 13 項「児童・生徒に対する学校の授業の終了後または休業日の学習機会の提供ならびにその奨励」
- ・ 同第 9 条の 3 第 2 項 “社会教育主事は（学校の）求めに応じて、必要な助言を行うことができる”
- ・ 「放課後子どもプラン」全国で 78 億円、「学校支援地域本部事業」全市町村対象で 50 億円
- ・ 公立図書館でも学校支援を考える必要性は高い

4.3 社会教育における学習成果の活用

- ・ 社会教育における学習成果の活用を促す事業の実施とその奨励
（社会教育法第 5 条第 15 項）社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会

を提供する事業の実施及びその奨励に関すること

糸賀による読み下し文

社会教育において学習した人がその学習の成果を活かしたいと思ったとき、他の人が行う学校や社会教育施設等での教育に関わる活動(場合によっては、その地域における教育以外の活動を含めても構いません)において、その成果が活かされるように、教育委員会はさまざまな事業を実施したり奨励したりするための事務を行います。

- ・ 図書館法第3条第8号図書館奉仕における「社会教育における学習成果の活用」

(例) 千葉県立西部図書館「図書館まなびトーク」(図書館を利用して行った生涯学習の発表会)

4.4 家庭教育の向上

- ・ 教育基本法第10条 家庭教育 “国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずる”
 - ・ 第3条図書館奉仕 “家庭教育の向上に資することとなるよう”
 - ・ 第15条図書館協議会の委員構成に “家庭教育の向上に資する活動を行う者”
- 平成13年社会教育法改正で第3条に “国及び地方公共団体は、(中略)学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする”
- ・ 今回の図書館法改正はこれを踏襲したもの
 - ・ 社会教育委員を置く全国の教育委員会 2,226 で “家庭教育の向上に資する活動を行う者” として 2,282 人が任命 (『平成17年度社会教育調査報告書』文部科学省,平成18年)

4.5 望ましい基準

- ・ 図書館法第7条の2 (設置及び運営上望ましい基準)
- ・ 第7条～第7条の4までの4条文が公立図書館と私立図書館の双方に関わる「第1章総則」
- ・ 公立図書館だけでなく、今後私立図書館についても「望ましい基準」を検討、告示予定。
- ・ 私立図書館をも対象に含めたうえでの法制化 「公益法人改革」が一つの要因

4.6 図書館の運営状況に関する評価ならびに関係者への情報提供

- ・ 図書館法第7条の3 (運営の状況に関する評価等) 同4 (運営の状況に関する情報の提供)
- ・ 図書館の自己評価に向けたキーワード

住民(利用者)参加 + 情報公開 + 顧客満足 + PDCA
= 公立図書館のガバナンス

(例) 杉並区公式HPから 杉並を知る 区政資料 報告書・アンケート結果 教育
とたどって、「平成20年度杉並区立図書館経営評価報告書(対象平成19年度事業)」(147p.)

5. Lプラン21による図書館政策提言

- ・ 今日の「課題解決型図書館」「ハイブリッド型図書館」「図書館の数値基準」の骨格を10年前に提言

[参考] 糸賀雅児「図書館法2008年改正の背景と論点」日本図書館情報学会編集『変革の時代の公共図書館 - そのあり方と展望 -』勉誠出版、p.57-82.平成20年.
“座談会 社会教育法、図書館法、博物館法の改正の意義および今後の社会教育行政の課題”文部科学時報、No.1592,平成20年9月号.p.16-25.平成20年.